

四 半 期 報 告 書

(第67期第3四半期)

自 平成23年10月 1 日

至 平成23年12月31日

日 本 精 機 株 式 会 社

(E02214)

第67期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日 本 精 機 株 式 会 社

目 次

第67期第3四半期 四半期報告書	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28
四半期レビュー報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第67期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永 井 正 二
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【電話番号】	0258-24-3311 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経理部 渡 辺 桂 三 シニアマネジャー
【最寄りの連絡場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【電話番号】	0258-24-3311 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経理部 渡 辺 桂 三 シニアマネジャー
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第 3 四半期 連結累計期間	第67期 第 3 四半期 連結累計期間	第66期
会計期間	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
売上高 (百万円)	122,832	126,104	167,276
経常利益 (百万円)	5,740	7,077	10,490
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,303	3,578	6,010
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,179	△455	4,685
純資産額 (百万円)	88,705	90,753	92,187
総資産額 (百万円)	182,646	198,163	191,561
1 株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	40.21	62.47	104.91
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	62.45	—
自己資本比率 (%)	45.80	43.10	45.39

回次	第66期 第 3 四半期 連結会計期間	第67期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	38.39	54.60

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第 2 四半期連結会計期間より、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号 平成22年 6 月30日)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号 平成22年 6 月30日公表分)を適用しております。
4. 第66期第 3 四半期連結累計期間及び第66期の潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第66期第 3 四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6 月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、新興国の成長に牽引され緩やかな回復基調にあるなか、欧州の債務問題の長期化による景気への影響が徐々に深刻化し、景気減速傾向が明らかとなり、先行き不透明感が高まりました。

日本経済は、東日本大震災の影響から持ち直しつつあるものの、10月に発生したタイの洪水の影響や、海外経済の減速、円高などを受けて、景気回復ペースが鈍化しました。

このような事業環境においても、当社グループでは、連結企業体としてグローバルでの競争に勝ち残り、継続的に成長できる収益体質を実現すべく、品質第一に徹し、競争に負けない「もの造り総合力」（コスト・技術・物流・サービス）の強化を推進してまいりました。

当第3四半期連結累計期間の売上高は、126,104百万円（前年同四半期比2.7%増）、営業利益は、11,033百万円（前年同四半期比4.3%減）、経常利益は、7,077百万円（前年同四半期比23.3%増）、四半期純利益は、3,578百万円（前年同四半期比55.3%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、各セグメントの売上高は、外部顧客への売上高を記載しております。

自動車及び汎用計器事業は、四輪車用計器が日本、米州、アジアで減少したものの、二輪車用計器がアジア、米州等で増加、汎用計器も増加したことにより、売上高は93,424百万円（前年同四半期比0.9%増）、営業利益は9,951百万円（前年同四半期比7.7%減）となりました。

民生機器事業は、OA・情報機器操作パネル等が減少し、売上高は9,512百万円（前年同四半期比14.0%減）、営業利益は153百万円（前年同四半期比21.8%減）となりました。

ディスプレイ事業は、液晶ディスプレイ等が減少し、売上高は3,071百万円（前年同四半期比9.5%減）、営業損失は261百万円（前年同四半期は190百万円の営業損失）となりました。

その他は、樹脂材料の加工・販売、自動車販売等が増加し、売上高は20,095百万円（前年同四半期比27.7%増）、営業利益は1,198百万円（前年同四半期比52.1%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間の総資産は、前連結会計年度に比べ6,601百万円増加し、198,163百万円となりました。これは主に流動資産で受取手形及び売掛金が3,220百万円、たな卸資産が2,900百万円増加したこと等によります。

負債は、前連結会計年度に比べ8,035百万円増加し、107,409百万円となりました。これは流動負債で未払法人税等が1,352百万円減少しましたが、支払手形及び買掛金が1,853百万円、短期借入金が6,484百万円増加したこと等によります。

純資産は、利益剰余金が2,816百万円増加しましたが、その他の包括利益累計額が4,367百万円減少したこと等により前連結会計年度に比べ1,433百万円減少し、90,753百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社は、平成19年5月17日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)及びこれに付随する当社株券等の買付け等に関するルールの導入を決定し、また、平成21年5月15日開催の取締役会において、その一部を修正し、継続することを決定の上、同日付で公表しております(以下、修正後のものを「現行TKKルール」といいます。)

現行TKKルールの有効期限は、平成23年6月30日までとなっておりますが、当社は、現行TKKルール導入以降の法令改正等も踏まえ、平成23年5月13日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として平成23年7月1日をもって現行TKKルールに所要の変更を行った上で(以下、変更後のTKKルールを「本TKKルール」といいます。)、継続することを決定しております。

主な変更点は、文章全体の整理(内容の重複を解消・用語を統一)、現行TKKルール導入以降の法令改正等や判例の動向を踏まえた変更等に留まっております。

なお、会社法及び金融商品取引法、これらに関する規則、政令、内閣府令及び省令、金融商品取引所規則並びにガイドライン等(以下、総称して「法令等」といいます。)に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本TKKルールにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。また、当社を支配する者の在り方は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものであり、国内外に様々な株主の皆様を有する当社としては、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式(以下、「支配株式」といいます。)の取得行為が行われるに際して、株主の皆様十分に情報が提供される等、その適切な判断がなされる環境を整えることが大切であると考えております。

しかしながら、当社支配株式の取得行為の中には、株主の皆様に対して事前に当該支配株式の取得行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が当該支配株式の取得行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さない態様のものも想定されます。

当社は、上記のように、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さない態様の当社支配株式の取得は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、かかる考え方をもって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

[2] 基本方針の実現に向けた当社の取組み

当社は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1.の経営ビジョン「NEMS 433」の実行に取り組みとともに、当社株券等について大量買付行為がなされた際にそれに対する評価が透明性・客観性をもって行われ、国内外の株主の皆様や投資者に適切に開示がなされるように取り組んでおります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある大量買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記[1]の基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 経営ビジョン「NEMS 433」の実行及びグローバルでの事業の強化・拡大

当社は、2007年度から新たな経営ビジョン「NEMS 433」(NEMSとは、日本精機(NS)型のEMS(Electronics Manufacturing Service)をいいます。)をスタートいたしました。

「NEMS 433」は、「NEMS」をさらに進化させていくことで、当社グループの成長を図ることを目標としております。具体的には、実装・接続技術を核に、金型、成型、表示などの当社保有の多様な技術を組み合わせた相乗効果により、付加価値の高い技術・製品を創り出すことで、事業の拡大に取り組んでまいります。

なお、「433」の「4」は「4つの大切」を意味し、「4つの大切」には、①「志」(目標達成のためには、強い意志が大切)、②「社会」(社会の責任ある存在として、株主の皆様との良好な関係の構築や法令遵守、環境保全に努めることが大切)、③「お客様」(事業発展のためには、常にお客様の満足を高めていくことが大切)、④「人」(企業は人なりという考え方のもと、当社グループで働く全ての人が能力を存分に発揮できる仕組み・環境をつくるのが大切)という考え方が込められています。

また、当社は、「顧客の立場に立って、価値の高い製品を提供することにより、社会の繁栄に貢献する」という経営理念の下、企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

社会が今まで以上に速く激しく変化していく中、当社では、その変化に素早く適応し、また、変化を先取りすることで、当社の経営理念が実現されると考えています。そのために、当社は技術開発力の強化に取り組んでおります。当社グループの持続的な成長のためには、製品仕様を高度化し、グローバルで製造・販売していくためのコスト・技術・物流・サービス等の「もの造り総合力」を絶えず変化・進化させていくことが不可欠であります。

また、当社グループが中長期的に飛躍を遂げていくためには、グローバルでの事業の強化・拡大は欠かすことができません。そのために、当社では、製造・販売拠点の拡充はもとより、多様な社会・文化を理解し、グローバル社会の中で受け容れられ、また、貢献していくことが、当社グループにとっての企業価値の向上に資するものと考えております。

そして、企業は社会的存在であるとの認識のもと、株主の皆様や顧客、取引先、従業員、地域社会などと当社との良好な関係が、当社グループの成長を支え、企業価値を高めるものであると考えております。

このように当社グループは、株主の皆様をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会などと当社との良好な関係を企業価値の源泉としており、グローバル社会での責任ある存在としての自覚を持ち、「もの造り総合力」を高度化していくことにより、企業価値の増大を図ってまいります。

このように、当社では、この「4つの大切」を経営の根幹に据え、「NEMS」により技術の高度化と製品の付加価値の向上を図るとともに、グローバルに事業展開することで、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の更なる向上を図ってまいります。

[3] 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、経営ビジョン「NEMS 433」に加えて、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につき、当社の株主の皆様が十分な情報を得た上で適切な判断をするために必要な情報提供がなされることを確保するための手続として、本TKKルールを定めることといたしました。

具体的には、当社株券等の大量買付行為(後記の[3](2)(i)において定義されます。以下同じとします。)がなされ、又はなされようとする場合には、まずは、当社経営陣から独立した社外監査役等から構成される独立委員会が、当該大量買付行為について、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するか否かという観点から、情報収集、評価及び検討等を行い、その結果を基にした独立委員会としての意見を、株主の皆様の開示することといたしております。

なお、本TKKルールは、大量買付行為がなされた際の当社における手続の透明性・客観性を高めることを目的としており、新株予約権又は新株の無償割当て等を用いた具体的な対抗措置について定めるものではありません。当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合に、本TKKルール違反のみを理由として直ちに新株予約権又は新株の無償割当て等の対抗措置を発動する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対応していく所存です。

(1) 本TKKルールの定める手続の概要

当社は、当社株券等の大量買付行為がなされようとする場合には、これに先立ち、当社経営陣から独立した当社社外監査役及び社外有識者(即ち、会社経営者、官庁出身者、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者)からなる独立委員会が、情報収集、その評価及び検討並びに株主の皆様に対する意見表明を行うことが適切であると判断し、そのための手続として、以下の内容の本TKKルールを制定いたしました。

(2) 本TKKルールの定める手続の内容

(i) 本TKKルールの適用対象

本TKKルールは、以下①乃至③のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為(以下、併せて「大量買付行為」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合に適用されます。①乃至③に該当する大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」といいます。)には、予め本TKKルールに従っていただくこととします。

- ① 当社が発行する株券等¹について、当社の特定の株主の株券等保有割合²が20%以上となる買付けその他の取得³
- ② 当社が発行する株券等⁴について、当社の特定の株主の株券等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の公開買付け⁷
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹(以下、「協調的大量買付行為」といいます。)(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。)

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下、「契約金融機関等」といいます。))は、当該特定の株主の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))。以下同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
 - 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」をいいます。以下本②において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」をいいます。
 - 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
 - 9 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、独立委員会が合理的に行うものとします。なお、独立委員会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当該他の株主に対して本必要情報(後記の(iii)において定義されます。))に準じた情報を提供していただくよう要請することがあります。

(ii) 「独立委員会」の設置

当社は、現行TKKルールの下で、現行TKKルールに従った手続を進めるにあたり大量買付者が基本方針に照らして不適切な者でないか否かを客観的に判断するための機関として、当社経営陣から独立した社外監査役等で構成される独立委員会を設置しているところですが、本TKKルールの下でも独立委員会を継続します。独立委員会は、大量買付者に対する事前の情報提出の要請、大量買付行為の内容の検討・判断、それに基づく意見を株主の皆様へ情報公開すること等を予定しており、これにより当社株券等の大量買付行為に関する手続の客観性・透明性を高めることを目的としています。独立委員会規則の概要については、別紙（１）をご参照下さい。独立委員会は、上記（i）に定める大量買付行為が判明した後、速やかに招集されるものとします。

(iii) 本TKKルールの内容

ア. 必要情報の提供

独立委員会は、当社取締役会の同意を得ることなく上記(i)に定める大量買付行為を行う大量買付者に対し、大量買付行為に先立ち、当社に対して、別紙（２）に定める、当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を提出するよう、独立委員会招集後遅滞なく要請します。大量買付者は、当該要請を受領した日から起算して、５営業日以内に、本必要情報を当社に対して提出するものとします。なお、独立委員会は、大量買付者が独立委員会に提出した情報が本必要情報として不十分であると判断する場合には、大量買付者から情報提出を受けた日から起算して、５営業日以内に、大量買付者に対して追加情報の提出を要請することができるものとします。この場合、大量買付者は、当該要請を受領した日から起算して、５営業日以内に、必要な追加情報を当社に対して提出するものとします。また、本TKKルールに基づく本必要情報の提出その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限るものとします。

イ. 大量買付行為の内容の精査・検討・大量買付者との交渉・代替案の提示

独立委員会は、大量買付者から本必要情報(追加情報の提出が要請された場合、追加情報を含むものとします。)が全て提出された場合、当社取締役会に対しても、大量買付者が本必要情報を全て提出した日から起算して、30日以内を限度として独立委員会が定める期間内に大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他適宜必要と認める情報を提出するよう求めることができるものとします。また、独立委員会は、必要に応じ、当社の顧客、取引先、従業員、労働組合等の利害関係者にも意見を求めることができるものとします。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から上記のとおり情報を受領した日から起算して、最長60日間が経過するまでの間(以下、「検討期間」といいます。但し、独立委員会は、下記ウ. のとおり、当初の検討期間を含めた合計で最長90日を限度としてかかる検討期間を延長することができるものとします。)、大量買付行為の内容の精査・検討、当社取締役会による代替案の精査・検討、大量買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

独立委員会の判断が、企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等)の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会は、大量買付者から本必要情報が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち株主の皆様に対して開示することが適切であると判断するものにつき、適時適切に開示します。

ウ. 独立委員会による意見等の情報開示

独立委員会は、原則として、当初の検討期間の間に、大量買付者による大量買付行為が、別紙（３）記載の不適切な大量買付行為に係る要件のいずれかに該当するか否かについて判断するものとし、その判断結果及び理由を、株主の皆様に対し、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い、適時適切に開示するものとします。

他方、独立委員会は、当初の検討期間終了時まで、上記の判断を行うに至らない場合には、その旨を開示した上で、大量買付行為の内容の検討等に必要とされる範囲内で、当初の検討期間を含めた合計で最長90日を限度として検討期間を延長することもできることとします。

なお、[3]の冒頭で記載しているとおり、本TKKルールは、大量買付行為がなされた際の当社における手続の透明性・客観性を高めることを目的としており、新株予約権又は新株の無償割当て等を用いた具体的な対抗措置について定めるものではなく、当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合に、本TKKルール違反のみを理由として直ちに新株予約権又は新株の無償割当て等の対抗措置を発動する予定はございませんので、独立委員会の判断結果は、あくまで当社取締役会が、善管注意義務を負う受託者として、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対応していく際の、判断の材料として最大限尊重させていただく所存です。

(iv) 本TKKルールの改廃等

本TKKルールの発効日は、平成23年7月1日から2年間とします。

但し、当社取締役会は、有効期間中であっても、本TKKルールについて随時、再検討を行い、改廃することが可能であることとします。

独立委員会規則の概要

- （１）独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- （２）独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（ｉ）当社社外監査役、（ii）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
当該有識者は会社経営者、官庁出身者、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者又はこれらに準ずる者とする。
- （３）独立委員会委員の任期は、２年間とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- （４）独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - １．当社株券等の買付けが、TKKルール適用対象となる協調的大量買付行為に該当するか否かの判断
 - ２．大量買付者が独立委員会に提出すべき本必要情報の内容の決定及び本必要情報の提出要請（大量買付者が独立委員会に提出した情報が本必要情報として不十分であると独立委員会が判断する場合には、大量買付者に対して追加情報の提出を要請することを含みます。）
 - ３．大量買付者より本必要情報が全て提出された場合に、当社取締役会に対しても所定の期間内に大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他適宜必要と認める情報の提出を要請すること（当社取締役会が独立委員会に提出した情報が、独立委員会の意見表明のために必要な情報として不十分であると独立委員会が判断する場合には、当社取締役会に対して追加情報の提出を要請することを含みます。）
 - ４．大量買付行為の内容の精査・検討
 - ５．当社取締役会から大量買付行為に対する代替案が示された場合には、かかる代替案の精査・検討
 - ６．検討期間の延長
 - ７．当社の費用負担において、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等）の助言を得ること
 - ８．大量買付者から本必要情報が提出された事実、本必要情報その他の情報のうち株主の皆様に対して開示するのが適切と判断する事項及び大量買付行為に対する意見等の情報開示
 - ９．別途独立委員会が行うことができるものと当社取締役会が定めた事項
- （５）独立委員会の各委員は、前（４）に記載される事項を行うにあたっては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- （６）代表取締役社長又は各独立委員会委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも、独立委員会を招集することができる。
- （７）独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

以　上

本必要情報

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容により異なりますが、一般的項目の一部は以下のとおりです。

- （１）大量買付者及びそのグループ会社等（大量買付者の大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）、重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者及び（ファンド又はその出資に係る事業体である場合は）主要な組合員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、会社又は団体の目的、事業内容、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、役員等の氏名、職歴及び所有株式の数、過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）その他の会社等の状況等、及び直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況等を含みます。）
- （２）大量買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- （３）大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行に関する蓋然性、大量買付行為の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。また、大量買付行為の後に当社株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及び内容を含みます。なお、大量買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- （４）大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- （５）大量買付行為に係る買付け等の対価の算定の根拠及び算定経緯（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定機関の名称、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生ずることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容及びその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- （６）大量買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。））を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する具体的取引の内容を含みます。）
- （７）大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- （８）支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策（組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を含みます。）
- （９）純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由（長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性を含みます。）
- （10）大量買付行為の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- （11）大量買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- （12）大量買付行為の完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の遵守の可能性
- （13）反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）及び関連が存する場合にはその詳細
- （14）当社の少数株主との利益相反を回避するための具体的方策
- （15）大量買付者による大量買付行為が、不適切な大量買付行為に該当しないことを誓約する旨の書面
- （16）その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

以 上

不適切な大量買付行為の要件

- （１）TKKルールにつきその重要な点において違反し、かつ、独立委員会がその是正を書面により要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合
- （２）大量買付行為の主たる目的が、下記に掲げる行為等であるため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が破壊又は毀損されるおそれのある場合
 - ・ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的ないし主として短期の利鞘の獲得を目的として当社の株券等を買集め、その買集めた株券等について当社若しくはその関係者に対して高値で買取りを要求する行為（いわゆるグリーンメイラー）
 - ・ 当社の犠牲の下に大量買付者の利益を図ることを目的として、当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産等（知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を含みますが、これらに限られません。）を廉価に取得し、これを大量買付者やそのグループ会社等に移譲する等の経営を行うような行為
 - ・ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等を高値で売り抜ける行為
- （３）当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株券等を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株券等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- （４）大量買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、又は上場廃止等による株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で公開買付け等の株券等の買付けを行う等、株主の皆様は株券等の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合、又は大量買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- （５）大量買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大量買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- （６）大量買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- （７）大量買付行為の条件（対価の価額・種類、大量買付行為の時期、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の蓋然性、大量買付行為の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社の利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑みて不十分又は不適当な大量買付行為である場合
- （８）当社の企業価値を生み出す源泉となる当社の顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの関係を破壊することとなる重大なおそれがある大量買付行為である場合
- （９）その他（１）乃至（８）に準じる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれのある行為と判断される場合

以 上

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は2,188百万円であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

我が国を取り巻く経済環境は、雇用状況の改善等米国において景気回復のきざしが見られるもののその歩みは弱く、欧州諸国の財政不安の深刻化、新興国の成長スピードの鈍化等、依然として不透明な状況が続いております。またデフレが続く国内経済は長期化する歴史的円高等、景気低迷のリスクがあり、引き続き厳しい経済環境が続くものと思われます。

このような状況下においても、当社グループは新興国におけるシェア拡大及び日米欧における製品の高付加価値化を実現すべく、もの造り総合力の強化を推進し、コスト競争力と技術開発力の一層の強化に取り組み、変化が速く激しい世界経済にあっても、迅速・柔軟に対応し、事業拡大していける企業体制を構築してまいります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,907,599	60,907,599	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株で あります。
計	60,907,599	60,907,599	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	60,907,599	—	14,494	—	6,214

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,620,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,658,000	56,658	—
単元未満株式	普通株式 629,599	—	—
発行済株式総数	60,907,599	—	—
総株主の議決権	—	56,658	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式438株及び、証券保管振替機構名義の株式650株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精機株式会社	新潟県長岡市東蔵王 2丁目2番34号	3,620,000	—	3,620,000	5.94
計	—	3,620,000	—	3,620,000	5.94

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

氏名	新役名及び職名	旧役名及び職名	異動年月日
綾 田 陽 一	取締役 (営業本部四輪事業統括部長)	取締役 (営業本部海外事業推進統括部長)	平成23年10月1日
	取締役 (営業本部四輪事業統括部長 兼 四輪中国室シニアマネジャー)	取締役 (営業本部四輪事業統括部長)	平成23年12月10日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	70,449	72,314
受取手形及び売掛金	29,329	※2 32,550
有価証券	305	301
商品及び製品	8,471	9,673
仕掛品	3,228	4,100
原材料及び貯蔵品	10,668	11,495
その他	7,301	8,475
貸倒引当金	△135	△126
流動資産合計	129,619	138,785
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,357	11,095
機械装置及び運搬具（純額）	6,957	7,098
工具、器具及び備品（純額）	2,734	2,668
土地	15,174	15,029
リース資産（純額）	708	648
建設仮勘定	1,095	1,420
有形固定資産合計	38,028	37,960
無形固定資産		
のれん	625	512
その他	1,225	1,247
無形固定資産合計	1,850	1,760
投資その他の資産		
投資有価証券	20,740	17,508
その他	1,339	2,159
貸倒引当金	△17	△11
投資その他の資産合計	22,062	19,656
固定資産合計	61,941	59,377
資産合計	191,561	198,163

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,902	※2 25,756
短期借入金	55,609	62,093
未払法人税等	1,801	448
賞与引当金	1,989	1,049
役員賞与引当金	—	165
製品補償損失引当金	1,176	996
受注損失引当金	139	0
その他	9,743	※2 12,154
流動負債合計	94,361	102,665
固定負債		
長期借入金	92	13
退職給付引当金	2,353	2,403
役員退職慰労引当金	392	165
資産除去債務	50	48
その他	2,124	2,114
固定負債合計	5,012	4,744
負債合計	99,374	107,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,494	14,494
資本剰余金	6,492	6,492
利益剰余金	75,258	78,075
自己株式	△6,267	△6,271
株主資本合計	89,977	92,790
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,116	1,384
為替換算調整勘定	△6,140	△8,775
その他の包括利益累計額合計	△3,024	△7,391
新株予約権	—	11
少数株主持分	5,234	5,342
純資産合計	92,187	90,753
負債純資産合計	191,561	198,163

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	122,832	126,104
売上原価	97,225	99,065
売上総利益	25,606	27,039
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	3,022	3,236
従業員給料	4,587	5,365
貸倒引当金繰入額	—	0
賞与引当金繰入額	181	163
役員賞与引当金繰入額	166	165
製品補償損失引当金繰入額	190	—
退職給付引当金繰入額	49	65
役員退職慰労引当金繰入額	54	50
その他	5,827	6,958
販売費及び一般管理費合計	14,079	16,006
営業利益	11,527	11,033
営業外収益		
受取利息	410	675
受取配当金	159	189
負ののれん償却額	34	—
その他	443	505
営業外収益合計	1,048	1,370
営業外費用		
支払利息	163	217
為替差損	6,627	5,074
その他	43	34
営業外費用合計	6,834	5,326
経常利益	5,740	7,077
特別利益		
固定資産売却益	19	14
貸倒引当金戻入額	0	—
負ののれん発生益	—	42
その他	0	9
特別利益合計	19	65
特別損失		
固定資産売却損	18	8
固定資産除却損	21	21
減損損失	—	205
投資有価証券評価損	224	37
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8	—
特別損失合計	273	273

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
税金等調整前四半期純利益	5,486	6,868
法人税、住民税及び事業税	2,161	1,873
法人税等調整額	297	668
法人税等合計	2,459	2,542
少数株主損益調整前四半期純利益	3,026	4,326
少数株主利益	722	748
四半期純利益	2,303	3,578

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,026	4,326
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△59	△1,732
為替換算調整勘定	△1,787	△3,050
その他の包括利益合計	△1,847	△4,782
四半期包括利益	1,179	△455
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	572	△788
少数株主に係る四半期包括利益	606	332

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、日精工程塑料(南通)有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、シャン・チー・インベストメンツ社は清算したため、第2四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計方針の変更) 第2四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 (2) 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。 平成24年3月31日まで 40.4% 平成24年4月1日から平成27年3月31日 37.7% 平成27年4月1日以降 35.3% この税率の変更により繰延税金資産の純額が94百万円減少し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等の金額が207百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)												
1 債務保証 連結会社以外の会社に対して次のとおり保証を行 っております。 <table><tr><td>(被保証先)</td><td>(保証金額)</td><td>(内容)</td></tr><tr><td>日精工程塑料(南通) 有限公司</td><td>65百万円</td><td>銀行借入金</td></tr></table>	(被保証先)	(保証金額)	(内容)	日精工程塑料(南通) 有限公司	65百万円	銀行借入金	※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につ いては、手形交換日をもって決済処理しておりま す。 なお、当第3 四半期連結会計期間末日が金融機関 の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日 満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれて おります。 <table><tr><td>受取手形</td><td>71百万円</td></tr><tr><td>支払手形</td><td>301百万円</td></tr><tr><td>設備関係支払手形</td><td>10百万円</td></tr></table>	受取手形	71百万円	支払手形	301百万円	設備関係支払手形	10百万円
(被保証先)	(保証金額)	(内容)											
日精工程塑料(南通) 有限公司	65百万円	銀行借入金											
受取手形	71百万円												
支払手形	301百万円												
設備関係支払手形	10百万円												

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額並びに負ののれんの償却額は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	4,360百万円	4,276百万円
のれんの償却額	69 "	126 "
負ののれんの償却額	104 "	26 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	401	7.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	401	7.0	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	401	7.0	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
平成23年10月27日 取締役会	普通株式	401	7.0	平成23年9月30日	平成23年12月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	自動車及び 汎用計器 事業	民生機器 事業	ディスプレ イ事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	92,636	11,061	3,393	107,092	15,740	122,832	—	122,832
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	131	131	6,342	6,474	△6,474	—
計	92,636	11,061	3,525	107,223	22,082	129,306	△6,474	122,832
セグメント利益 又は損失 (△)	10,780	196	△190	10,787	787	11,574	△47	11,527

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車販売、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△47百万円は、セグメント間取引消去であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	自動車及び 汎用計器 事業	民生機器 事業	ディスプレ イ事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	93,424	9,512	3,071	106,008	20,095	126,104	—	126,104
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	103	103	7,169	7,273	△7,273	—
計	93,424	9,512	3,175	106,112	27,265	133,377	△7,273	126,104
セグメント利益 又は損失 (△)	9,951	153	△261	9,844	1,198	11,042	△9	11,033

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車販売、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△9百万円は、セグメント間取引消去であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

全社資産である賃貸用不動産について、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては205百万円であります。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	40円21銭	62円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,303	3,578
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,303	3,578
普通株式の期中平均株式数(千株)	57,300	57,289
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	62円45銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	11
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(会計方針の変更)

第2四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間については潜在株式が存在しないため、これによる影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第67期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当について、平成23年10月27日開催の取締役会において、平成23年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 401百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 7円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成23年12月9日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2 月 14 日

日本精機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 栄一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永 井 正 二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永井正二は、当社の第67期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。